

機密性2

福岡高裁総第1337号

(庶ろ-03)

令和元年12月18日

最高裁判所事務総局家庭局長 殿

福岡高等裁判所長官 小林昭彦

調停運営協議会の開催結果について

(7月4日付け家二第725号に対する報告)

標記の協議会を下記のとおり開催しました。

記

- 1 期 日 11月1日（金）午後1時30分
- 2 場 所 福岡高等裁判所（1202号会議室（12階））
- 3 出 席 者 別紙第1のとおり
- 4 協議結果要旨 別紙第2のとおり
- 5 添 付 資 料 平成30年度調停事件の概況（配布資料）

(別紙第1)

### 出席者名簿

## 1 協議員

福宗康美和貞博達雄正陽裕直隆政 裕一 素英力敦  
本田島川富田藤弘本元本澤田木留免畠野中野國永崎  
釤林田鯉常内加國榎仲宮金塩光徳堂小河田日宮松吉  
員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員  
委委委委委委委委委委委委委委委委委委委委委委委委委  
停停停停停停停停停停停停停停停停停停停停停停停  
調調調調調調調調調調調調調調調調調調調調調  
事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事事  
民家家民家家民家家民家家民家家民家家民家家民家  
所所所所所所所所所所所所所所所所所所所所所所所所  
判判判判判判判判判判判判判判判判判判判判判判判判  
裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁  
方家庭家庭家庭家庭家庭家庭家庭家庭家庭家庭家庭家庭  
地家庭家庭家庭家庭家庭家庭家庭家庭家庭家庭家庭家庭  
岡岡岡賀賀賀崎崎分分本本兒兒兒崎崎霸霸  
福福福佐佐佐長長長大熊熊鹿鹿鹿宮宮那那那

## 2 参列昌

最高裁判所	家庭局長	嶋 あさみ
最高裁判所	家庭局第二課課長補佐	手 林 あ敏
福岡地方裁判所	判事	川 田 光佳
福岡家庭裁判所	判事	藤 立 代子
福岡家庭裁判所	次席家庭裁判所調査官	岡 野 文裕
福岡簡易裁判所	簡易裁判所判事	高 土 男猛
日本調停協会連合会	理事長	屋 月 昭
日本調停協会連合会	事務局長	月 木 元
九州調停協会連合会	理事長	
(日本調停協会連合会)	(副理事長)	

4 議長 豊 一  
福岡地方裁判所 所長 平岸和田 羊  
福岡家庭裁判所 所長 長  
5 主催者 昭健  
福岡高等裁判所 長事務官 小安  
福岡高等裁判所 長事務官 林永  
彦次

(別紙第2)

調停運営協議会結果要旨

## 第1 民事関係問題

### 【協議問題】

- 1 充実した評議を実現するなどの民事調停の更なる運営改善を図るための方策について
- 2 調停委員の技能向上のための課題と方策について
- 3 調停の利用を促進する広報活動等について

### 【協議結果】

#### (各庁意見等)

##### 1 協議問題1について

- ・ 申立人が真に求めていることを聞き出すことが重要と思われ、そのことが申立人の信頼を得るために繋がるものと思われるが、そのためには、事前評議において、申立人から必ず聴取、確認しなければならない点を協議するとともに、調停委員がお互いに簡単なメモにして準備しておくことが大事である。 (■地裁)

- ・ 充実した評議のためには、簡易なメモを作成することは効果的である。

また、平成25年から調停機能の強化を目指した「民事調停事件の処理方式」を作成している。ここでは、第1回調停期日前、第1回調停期日、第1回調停期日後、事件の終了の各場面における、「当事者への対応」「事前評議」「当事者への説明」「事後評議」などのあり方はどうあるべきかの整理を進めている。

とりわけ事前評議では、調停委員がそれぞれ事案の概要を調べたり、専門的なことを調停主任に聴いたり、全体的な進行や聴取のポイントを確認している。

(■地裁)

- ・ 調停委員は、メモを作成し、調停開始約10分ないし20分前に実施される調停主任との評議に活用している。また、調停主任から配布される調停進行メモを基に項目を分けて調停主任と打合せをして期日に臨んでいる。なお、事前評議には書記官も入っている。 (■地裁)

- ・ 進行メモに関してであるが、調停室のテーブルが小さいので、手元に置くメモは当事者から見られても差し支えない文書で、当事者に誤解を与えそうなものは手元に置かないようにしている。進行メモを手元に置く場合でも、例えば

記号化したりあるいは予め口頭で打ち合わせておくなどの配慮が必要である。

(■地裁)

- 今この場で言われたようなメモを手控えとして利用することや、メモに記載する項目がはっきりしている方が認識を共有しやすいので、持ち帰って検討したい。 (■地裁)
- 調停主任と調停委員が、当該調停事件について、調停の進行や当事者に対する説得方法を含めた振返りを行い、調停成立の要因や不成立となった原因等について認識を共有することが今後の調停運営に役立つのではないかと考えている。 (■地裁)
- 調停委員は、メモを作成して調停開始約10分ないし20分前に実施される調停主任との評議に活用し、また、調停主任から配布される調停進行メモを基に打合せをして調停に臨んでいる。さらに、期日が終わるごとに調停主任と調停委員とで5分程度振返りをしている。 (■地裁)
- 数年前に裁判官が講師として経過表の書き方の研修を実施していただいたことがある。経過表には、宿題として出したものや次回提出する書類を書いている。 (■地裁)
- 当事者間で事実について争いのない事件、例えば、借りたことは間違いないが返済方法が問題になっているような事案を除いては、原則として事前評議が行われている。 (■地裁)
- 事前評議は、短い時間のものを含めて基本的には実施している。特に、当事者の主張が対立している事件は、調停主任に事件の見立てや聴取のポイントを聴いている。 (■地裁)
- 専門性が高くない論点は当事者同士で解決できるが、専門性が高いものについては、当事者から話を聴くと絡み合った状態で各々の意見をぶつけ合い着地点が定まらない。その点、評議を踏まえると客観性や適正性が高まり、論点を押さえることができ、共通認識をもって期日を迎えることができる。専門性があつてわかりにくいものについて、当事者の意見を十分に聴いて、調停委員が法的観点を踏まえて方向性を示すことで、感情的な当事者がクールダウンしたことがあった。傾聴と法的観点を踏まえることは大事である。 (■地裁)

## 2 協議問題2について

- ・ 調停事件の減少により調停委員同士で行っている勉強会における検討事例も少なくなっており、これまでのようない様な事件に対する対応についての助言や問題点などを勉強しあう事例が減っている。 (■地裁)
- ・ 先程紹介した民事調停事件の処理方式はA4判3枚程度のものであるが、その他に、2か月に1回程度のペースで調停委員の自主勉強会を実施している。担当する事件数が少ない中で技能の向上を図るには、様々な事件の内容や解決に至る経緯などの情報を共有することが欠かせないので、先程の処理方式に加え、調停を進める上での課題の解決や基本的な法律の知識の習得も研修会の内容としている。 (■地裁)
- ・ 年に2、3回勉強会を実施していたが、熊本地震以降、より熱心になった。また、弁護士会からも協力を得て研修を実施して、そのこともあって連携が深まっている。研修をなかなか生かす機会がないが、裁判所主催の研修会で交通事故の調停が取り上げられ、その研修には交通関係が専門でない者も参加したが、事例で当事者の年齢や状況等をあえて伏せていたこともある、過失割合などで色々な意見が出た。とても充実した研修であった。 (■地裁)
- ・ 研修は定期的に年6、7回計画的に行っているが、研修の内容が個別のものではなく一般的なテーマの研修が多く、物足りなさがある。調停を担当しているのは2人の調停委員であり、当該事件を他の人が担当したらどのように進めるだろうかと考えてしまう。そういったことから、実際にあった調停事件を素材にして、多様な調停委員の考え方を確認するのも必要なのではないかと考えて、実際にあった事例を取り上げて模擬調停をしようと進めている。しかし、初めての取組であるので、調停の中身と進行をどのようにするか試行錯誤しながら進めている。 (■地裁)
- ・ 2か月に1回勉強会をしているが、なかなか事例がないことから、様々な研修会で使用されるビデオを見て振り返るという研修をしている。裁判所から個人情報を消したものをお供いただけたとありがたい。 (■地裁)
- ・ 専門外であっても基礎的な事項がわかるように、専門家調停委員を中心とした研修会を実施しようという試みを考えている。 (■地裁)
- ・ 自主研修の場で、裁判所が作成した事例をケース研究で取り上げようとしている。 (■地裁)

- ・ 新任調停委員研修での模擬調停は、途中が割愛されたり、最後まで行きつかないことがある。そのため、昨年から新任調停委員研修では模擬調停をしない代わりに裁判官向けのビデオを視聴している。 ( [ ] 地裁)

### 3 協議問題 3について

- ・ 調停制度の広報としてこれまで行ってきている無料調停相談会を、今までよりも広げて、人が集まり相談しやすい場所として [ ] 駅に隣接する場所で実施したほか、大学において民事調停に関する市民講座を開催した。今後は、弁護士と調停委員との懇談会の開催や県や市の相談窓口担当職員に対する調停制度の説明会の開催を予定している。 ( [ ] 地裁)
- ・ 県内の自治体の住民担当者向けの説明会を開催しようと地家裁共催で計画している。 ( [ ] 地裁)
- ・ 日調連が行政窓口担当者への説明会を推奨しているが、平成 21 年に自治体の研修の場で説明会をしたり、県や市の相談員を集めてのワークショップを開催した。平成 21 年から 10 年たったので働きかけを考えている。このようなことが調停の増加につながるかわからないが、まずは調停制度を知ってもらうことが大事である。また、相談員から話を聞くと、裁判所に行って手続をしないといけないので、当事者にとってハードルが高いようだということである。自治体の担当者が調停制度を知っておくことは大切であるが、それがどのように生かされるのかという点が課題である。 ( [ ] 地裁)
- ・ 以前から無料相談会を実施しているが、今年は過去 20 年のうちで最小の相談者数となった。無料相談会のあり方を考えないといけない。また、日調連からは、自治体の相談窓口担当者を招聘しての説明会の開催をという話があるが、むしろ担当者が交替するサイクルである 3 年に 1 回を目途にこちらから出向いていくことを考えている。 ( [ ] 地裁)
- ・ 支部で年 2 回相談会を行っているが、訪れる人がいないこともある。相談会以外の方法を考えないといけない。例えば、自治体にチラシを配るとか、警察署や各種相談窓口に赴いて説明したりチラシを配布したりすることも検討した方がいいのではないかと考えている。 ( [ ] 地裁)
- ・ 報道機関、公共機関への広報誌の案内や、広報誌に記事を載せているが、状況は変わらない。今後は自治会長や民生委員向けの説明会を考えている。加え

て、調停委員が各種施設、金融機関や大きな事務所等に出向いて行っての説明会も考えている。（[ ]地裁）

- ・ アンケートで相談会に訪れたきっかけを聴いたが、市町村の広報誌が一番多かった。チラシを公民館や金融機関にも置いているが、自治会の総会や行政相談員の研修に出向いて行っての説明を草の根的にしないといけないという意見もある。（[ ]地裁）
- ・ 県と市の相談窓口を担当している人に対して、こちらから出向いて行って調停制度の説明をしたいと考えている。また、無料相談会は、50代から80代までの年齢の人は来るが若い人はほとんど来ない。若い人にも来ていただけるような方策を考えないと感じている。（[ ]地裁）
- ・ 相談会は訪れる人が少なくなっているが、特に熊本地震の後は、各機関が相談会を実施したということもあって相談がないという状態になった。ただ我々も待つのではなく、そのような相談会の会場でチラシを配ったり、民事調停について聞かれた際に話をしたり、裁判所のリーフレットを渡したりして、民事調停制度の宣伝をしている。（[ ]地裁）
- ・ 確かに相談会はその場では解決するものではないが、それに頑なになるとパンフレットを読めば終わりということになりかねない。ただ、若い人は実効性を求め答えを得るのに急ぐところがある。そうすると、多少は手続的なことを話すが、手続をすればあなたの生活の実態がどう変わるのかを示すのが重要だと感じる。（[ ]地裁）

（裁判官のコメント）

第1問は、民事調停事件において、紛争解決の機能強化が言われ、事前評議の重要性がこれまでにも言わされているが、[ ]簡裁においても、いわゆる4つの類型のうちI、II類型の事案については全件、III、IV類型については必要性が認められるものについて、事前評議が実施されている。本問は、充実した事前評議を行うにあたってその準備をどうするかということだと思われる。事前評議の目的が、当該事案について事案を把握するとともに、調停期日の進行にあたって、釈明すべき事項、聴取すべき事項、解決の方向性などについて調停主任裁判官と調停委員が意見交換をし、共通認識を持つことにあると思われるが、そのための準備として、事前に時系列表を作成したり、疑問点などをメモして評議に臨むことは事案の把握を容易に

し、検討すべきことを看過するといったことがなく有用かと思われる。また、■■■では「調停実践方策」を策定し、事前評議の在り方などを整理されているとのことであるが、評議すべき事項について見過ごすことを防げるのではないかと思う。

第2問は、裁判所としても、新任調停委員に対する研修会、任命後一定程度実務を経験した調停委員を対象としての研究会、さらに実務を経験した調停委員を対象としてケース研究会などを実施し、調停委員のスキルアップの機会を設けている。確かに、近年、民事調停については事件が減少し、経験する事件が必ずしも多くなくOJTでのスキルアップが必ずしも担保されていない点もあろうかと思われるが、調停委員により自主研修の場を設定していただくことはありがたいことだと思っている。本日も各庁での自主的研究会についてご紹介があったが、今後とも継続していただけたらと思う。

今回いくつかの庁の調停委員から事件記録を活用しての事例研究ができればとの声も上がっているが、■■■では記録の管理上、記録のコピーは原則不可で、事例研究に既済記録のコピーを使うことは予定されていない。事例研究は、調停委員の記憶や作成したメモなどを活用して検討していただけたらと思う。

第3問は、民事調停の広報活動については、民事調停が民事紛争解決に有用であることが必ずしも市民に浸透せず、民事調停事件が減少していることに照らすと、広報活動は意義がある。市民が民事調停を活用しようと思うような効果的な広報活動がなされればよいと思われる。

本日伺ったところでは、これまでの広報活動は調停相談会を開催するといったことにとどまっていたようであるが、■■■の民事調停制度の説明会、関係機関との交流、■■■での、これはまだ予定とのことであるが、自治体の住民相談担当者向けの説明会、■■■での学生向けの講義・模擬調停、これもまだ実施されてはいないが、弁護士との意見交換会・説明会、自治体の相談窓口担当者に対する説明会などを企画、実施されているようで、その効果に期待したい。特に弁護士との意見交換会などは、弁護士が往々にして民事訴訟に目が向き、民事調停により依頼者の救済を図るといった意識が希薄と思われる所以、民事調停の活用を促す意味で重要と思われるし、紛争を抱えた当事者が相談に来る市民相談窓口担当者への説明会・リーフレットなどを備え付けてもらうことなどは、当事者に対し紛争解決へ向けての調停の活用を促してくれる可能性もあり、広報活動として意義あるものと思われる。

裁判所としても、広報活動の重要性を考え、本年は、法の日週間行事として「調停ウォッチング！簡易裁判所の民事調停」と題して、民事調停制度の説明、模擬民事調停を行うなど広報活動をしたところである。

今後とも、効果的な広報活動を企画、実施していただけたらと思う。なお、調停協会の広報活動について、裁判所としても協力をしていく所存である。

## 第2 家事関係問題

### 【協議問題】

面会交流調停事件において、事情聴取の在り方及びその実施に当たって調停委員の果たすべき役割という観点から、次の事項について、各庁の実情及び工夫例などを伺いたい。

- 1 当事者及び子の心情や状況を把握する際に意識すべき点や留意すべき点について、初回期日と続行期日との共通点あるいは相違点はあるか。
- 2 事情聴取に当たって、裁判官及び家裁調査官とはどのような役割分担や連携をすることが望ましいか。
- 3 同居親から面会交流の実施は不相当との主張がなされるなど面会交流の実施が子の利益に適うか否かが明らかでなく、当事者の主張やその背景事情を理解することが困難な事案において、当事者から事情を聴取する際に留意すべき点は何か。

### (出題理由)

家事調停において、当事者の納得や信頼を得ながら、実効性のある紛争解決を実現するため、調停運営に当たっては、当事者からの事情聴取によって紛争の実情を把握することが最も重要である。特に、面会交流調停事件は、隨時、進行方針や当事者への働きかけの方向性を検討していかなければならないため、必要十分な情報収集を適時適切に効果的に行い、裁判官のみならず、家裁調査官とも、役割分担の在り方を含め事情聴取の在り方について共通認識を醸成する必要がある。そこで、面会交流調停事件における事情聴取の際の留意点及び調停委員の果たすべき役割について、各庁の実情等を伺って、当庁での取組の参考としたい。

### 【協議結果】

#### (各庁意見等)

##### 1 協議問題1について

###### (初回期日と続行期日の共通点について)

- ・ 初回期日も続行期日も、当該時点における心情や状況を把握する必要がある点が共通している。各期日の当該時点で、親の対応や子の心情を把握するための聴

取や、子の生活実態についての具体的事実を聴取する必要がある。同居親、別居親との関係、言動、面会交流の意義についての理解度、面会交流実施に対する姿勢が協力的か非協力的か、また面会交流実施に向けての協力者の有無等を聴取する。実際に面会交流が行われている場合には、その内容や、親との関係や、子の心身の状況等、網羅的に聴取することが大事である。（■家裁）

- ・ 親同士の感情対立が残っている場合が多く、子の福祉の問題にもかかわらず冷静な話し合いが難しいことが多い。よって、聴取に当たっては、まず当事者との間で信頼関係を構築することが必要であり、そのためには傾聴が大事である。また、当事者の発言をまとめたり言い換えたりする面接技法も必要だと考える。結果として当事者や子の心情や状況を十分把握できるし、主張整理もうまくいくと思う。当事者から話を聞く姿勢が初回期日も続行期日も大事である。（■家裁）
- ・ 当事者に調停とはどういうものかを理解してもらうことが必要である。過剰な期待を持たせるのではなく、裁判所に対する期待感を理解した上で、自分たちが決めるのだということを理解してもらうことが大事である。（■家裁）
- ・ 調停における対立当事者構造では子の福祉が置き去りにされていることがあるため、子のためにということを繰り返し説明し、子の福祉の視点から、対立構造ではなく、子を交えた協調構造にすることが大事である。（■家裁）

（相違点について）

- ・ 初回期日は、丁寧に聴き全体像を把握することが大事である。続行期日では、双方の対立点が明確になってくるため、内容に応じて対応していくことになる点が異なっている。双方の主張を聴き、裏付け資料を求めつつ、具体的なエピソード（発言内容や発言の前後の状況等具体的な実情）を聞く。それでも、実情が明確にならないときには、調査官調査や試行的面会交流の検討も行う。（■家裁）
- ・ 続行期日では、初回期日で聴取できなかったことを継続して聴取することになるが、最も留意すべきなのは禁止・制限の事由の確認である。当事者との信頼関係を築き、続行期日の中で掘り下げて聞く調停委員の努力が必要である。（■家裁）

## 2 協議問題2について

- ・ 調停委員、裁判官及び家裁調査官は、事前、中間、事後の評議及び経過メモを通じ、予想される争点、当該期日の進行方針、聴取事項、家裁調査官の活用とい

った進行方針等について認識を共有する。調停委員が、隨時、裁判官や家裁調査官に相談できる態勢が整っており、調停委員が聴取できなかつたことを家裁調査官が聴くなどの役割分担がされている。 (■家裁)

- ・ 事件数が少ない支部では、裁判官、書記官、家裁調査官、調停委員間で全件カンファレンスを行っているところもある。本庁では事件数も多く全件というわけにはいかないが、各職種間で認識共有を図り、認識のずれが無いか等確認している。新しい情報も遗漏なく情報共有して進行方向を定めることが大事だと考えている。 (■家裁)
- ・ 調停委員が当事者から得た客観的な情報は、当事者が主張する事実と違うことがあるので必ず裁判官と共有する。面会交流を実施することによる当事者への影響や、面会交流の結果による当事者の心情や感情の変化等についての認識も各職種間で共有することが大切である。調停委員として、裁判官や家裁調査官に必要な情報を提供、報告することが大事である。 (■家裁)
- ・ 調停委員が、方向性をもって事情聴取を行うと、裁判官も分かり易い。疑義がある場合には、裁判官と評議を行う。調停成立が難しく、調停に代わる審判が見込まれる時にはどういう情報が必要になるかを考えながら聴取を行う。 (■家裁)
- ・ 調停委員と裁判官の間での十分な評議が前提だが、基本的に、調停委員が事情聴取全てを行い、事情聴取の結果、問題点が発生すれば中間評議を行う。ただし、子の調査や試行的面会交流が必要と考えられるものについては家裁調査官が聴取する。役割分担を意識することが重要である。 (■家裁)
- ・ 家裁調査官は、調停委員が聴けなかつた部分を補てん的に聴取する以外に、子の調査を行い、調査官の専門的知識を当事者にきちんと伝えてくれるという点が心強い。専門的知識を持つ人が伝えることで親の理解度も上がる。裁判官には、膠着した状況において、審判になるとどうなるかを教示してもらうことで、当事者が解決策を考える契機となることがある。 (■家裁)

### 3 協議問題3について

- ・ 初めから面会交流ありきで聴取しない。客観的な事実と当事者の主観的な捉え方の違いを調停委員が探りながら聴取することが必要である。 (■家裁)
- ・ 当事者に説明を理解してもらうことが困難な事案もある。当該当事者について

精神疾患の有無を検討する必要があるため、家裁調査官や医師である裁判所技官の意見を聞くことが大事である。精神疾患が無い場合には、家裁調査官の立会いや主張整理を目的とする調査官調査も考えられる。精神疾患がある場合には、裁判官と協議や相談をしながら進行することが必要である。（■家裁）

- ・ 同居親には、別居親の反論や面会交流の意義や内容を伝え、考えていることを丁寧に聴取することで、面会交流の必要性を理解するよう働き掛けることが大事である。事実調査が必要なら調査官調査を検討し、調停委員が聴いた事情については、裁判官にも諮ることが必要である。（■家裁）
- ・ 事情聴取に当たっては、話を聞くことが大事だが、当事者によっては対話ができるない攻撃的な方もおり、事情を聞く段階に至らないことがあります。そういう場合には、調停委員が精神疾患とかパーソナリティ障害についての知識を持っておくということも重要だと思う。知識を持った上で裁判官や家裁調査官と評議することが必要である。（■家裁）
- ・ 面会交流の意義を理解してもらうことが必要である。別居親には、面会交流で優先すべきは親の権利ではなく、子の利益であり、子の利益に適った面会交流をするためには、同居親の協力や信頼関係が不可欠であることを理解してもらう。それを調停の段階で、双方の親にわかってもらうように働きかけることが大事である。（■家裁）
- ・ 調停委員自身が面会交流の必要性を理解していないと当事者に働きかけることができないと思う。きちんと根拠を学び、子の成長のために必要であることを理解することが大事だと思う。（■家裁）

（裁判官コメント）

面会交流調停は、調停の中でも最も困難な事件とされている。

その理由としては、①当事者の心情や主張が揺れ動きやすいこと、②子と非監護親との面会交流であるが、その主体とする子が調停の場に登場せず、子の意向や心情を把握することが調停の場において直接にはできないこと、③面会交流を実施するためには、当事者双方の協力が必要であり、そのためには、破たんしている当事者間において、最低限の信頼関係と協力関係を構築しなければならないこと、がある。

そのような特徴を踏まえ、今回の協議会では、三つの問題点について意見交換を

行った。

第1問については、当事者の発言を良く聴き、その心情を受け止めることで当事者らの信頼を得て、当事者と子の関係や子の現在の状況、面会交流の阻害要因や禁止・制限事由に関わる主張や事実の有無を聴取確認することが必要なところ、特に主体となる子が調停の場にいないため、子の状況を聴き取るには、種々のエピソードを聞くなどの工夫が必要であるが、これらの点については、どの調停委員も意識されているところであった。

また、続行期日では、当事者から聴取した話や心情を踏まえつつも、初回期日で調停委員が説明した面会交流の意義や、最高裁や当庁が作成したDVDを見ることで、良い意味でも悪い意味でも心情が揺れ動いたり、主張が変わったりすることがあることを踏まえて、さらなる聴取を行うとともに、対立点について当事者間と共通認識を図った上で、調査官調査の必要性の有無、実施する場合の調査の内容、当事者が調査官調査の結果を受け入れる素地の有無等について、裁判官や調査官と評議を行いながら、認識合わせをした上で、調整をし、解決のために当事者に働きかけをすることが必要となるが、この点についても各調停委員が意識していることが顕著であった。

第2問については、調停委員こそが当事者との間で共通認識を得るための重要な役割を担っており、共通認識の内容（阻害要因や禁止・制限事由の有無を判断するのに必要な事実の確定方法、調査官の立会い・調査の要否や試行的面会交流の可否）について、裁判官・調査官と適時適切な評議を通じて調停委員会としての認識を共通にするのが重要である点についても、各調停委員が意識して臨んでおり、各庁においても、調停進行モデルや調査官の活用モデル等を作成し、それに従った調停運営を心掛けていることも確認できた。

第3問については、当事者が主張している禁止・制限事由が何かを聴取するとともに、子に対しその具体的影響があるかを確認することとなるが、それらを調停期日における聴取だけでは把握できないときは、当事者の意向調査（主張の確認・整理）、子の生活状況や心情の調査を行うことが考えられる。そして、調査結果から明らかになった事情を踏まえ、裁判官、調査官と評議を行い、面会交流の方向性を見通し、これを踏まえての当事者に対する調整・働きかけが必要となるが、これについても、各庁、異論はなかったと思料する。

裁判官を含む調停委員会、調査官及び書記官は、ワン・チームである。一つの目的に向かって皆が役割を分担しながら協働するものである。ラグビーで覚えた言葉であるが、調停にも全く当てはまるものだと思う。

今後も調停に尽力していただきたい。

本日は熱心な議論をありがとうございました。

## 第 1 民事調停事件の概況

### 1 民事調停事件（高・地・簡）の新受件数の推移

最近 10 年間の全国及び福岡高等裁判所管内（以下「管内」という。）の民事調停事件全体（高裁、地裁及び簡裁）の新受件数（実数及び平成 21 年を 100 とする指標）の推移は、別表第 1 のとおりであり、指標の推移をグラフ化したもののが、別表第 2 である。

新受件数は、全国、管内とも、特定調停事件の急減の影響により、平成 18 年以降減少傾向にあるが、特に平成 21 年に大幅に減少し（本概況においては、平成 20 年以前の統計は省略。2(1)につき同様。），以後、漸減している。平成 21 年の新受件数を 100 とすると、平成 30 年は、全国で 31.3、管内で 30.7 となっている。

このうち、一般調停事件は、平成 23 年までは、全国、管内とも緩やかに増加していたが、平成 24 年以降、ともに減少傾向に転じている。

### 2 民事調停事件（簡裁）の概況

#### (1) 新受件数の推移

最近 10 年間の全国、管内及び各庁別の簡易裁判所の新受件数の推移は、別表第 3 のとおりである。

新受件数は、民事調停事件全体と同様、平成 17 年以降、大幅な減少傾向にあり、平成 21 年を 100 とする指標では、平成 30 年は、全国で 29.3、管内で 27.1 にまで減少している。しかし、ここ数年、減少程度は緩やかである。

#### (2) 新受件数の事件別の推移等

最近 5 年間の管内の新受件数の事件別の推移は、別表第 4 のとおりである。

一般調停の新受件数は、平成 26 年当時と比べると減少している。また、特定調停の新受件数は、平成 27 年から増加していたが、平成 30 年には減少に転じている。

平成 30 年の全国、管内及び各庁別の新受件数の事件別の構成比は、別表第

## 【機密性 2】

5のとおりである。福岡における商事調停の構成比（27.5%），熊本における特定調停の構成比（36.6%）及び那覇における宅地建物の構成比（25.8%）が高いのが目につく。

### （3）既済件数の推移

最近5年間の全国，管内及び各庁別の調停事件の既済件数の推移は，別表第6の1のとおりであり，平成26年の既済件数を100とする指標の推移を一覧表にしたものである。

### （4）未済件数の推移

最近5年間の全国，管内及び各庁別の調停事件の未済件数の推移は，別表第6の2のとおりであり，平成26年の未済件数を100とする指標の推移を一覧表にしたものである。

### （5）終局区分の推移

最近5年間の全国，管内及び各庁別の終局区分の推移は，別表第7のとおりである。

平成30年の管内の処理結果は，調停成立が28.7%，調停に代わる決定が35.9%，不成立が21.7%，取下げ等が13.7%であるところ，全国の調停成立の割合（33.6%），不成立率の割合（29.1%）及び取下等率の割合（17.0%）より低く，調停に代わる決定の割合が全国（20.4%）より高いのが特徴である。

管内各庁の状況を見ると，成立率は長崎（34.4%）及び熊本（50.8%）のみ全国よりも高いが，その他の庁は全国より低く，不成立率は那覇（30.1%）のみ全国より高く，その他の庁は全国よりも低くなっている。調停に代わる決定率は，全国の指標は平成28年まで減少傾向にあったが，平成29年以降は増加している。管内についても成立率が高い熊本を除き，全国と比較すると高い状況は続いている。

### （6）既済事件の審理期間等の推移

最近5年間の全国及び管内の既済事件の審理期間等の推移は，別表第8の1

## 【機密性 2】

のとおりである。

既済事件の審理期間の推移を見ると、管内では平成 26 年は 1 月以内の終局率が 42.1% であり、平成 26 年までは 40% 台で推移していたところ（本概況においては、平成 25 年以前の統計は省略。），平成 27 年以降は 30% 台に減少し、平成 30 年は 29.4% まで減少している。平成 26 年には 1.9 月であった平均審理期間も、長期化傾向を示し、平成 28 年からは 2.0 月となっている。全国においても、平成 26 年の平均審理期間が 2.9 月のところ、漸次長期化して平成 29 年からは 3.4 月となっている。なお、平成 30 年の既済事件の審理期間は、管内（外円）では 67% が 2 月以内に既済となっているが、全国においては、2 月以内の既済は 45% である。

### （7）弁護士関与率の推移

別表第 8 の 2 のとおり、全国及び管内ともに弁護士関与率は増加しており、全国では平成 23 年を境に急増し、平成 27 年以降は 40% を超えたが、平成 28 年以降は微減している。管内についてもほぼ同様の傾向であり、特に平成 28 年はこれまでより大幅に増加し、26% 程度まで上昇しているが、平成 29 年からは減少している。

### （8）既済事件の期日実施回数等

平成 30 年の全国及び管内の既済事件の期日実施回数及び平均実施回数は、別表第 9 のとおりであり、管内（外円）では、期日を実施しなかった事件が全体の 22.9%，3 回までの期日の実施によって終了した事件が全体の 70.7% であり、あわせて 93.6%（全国は 84.5%）を占めており、既済事件の多くが第 3 回期日までに終了している。

実施回数が 1 回で既済となっている事件は 48.6% で、全国（33.0%）よりも大きな割合を占めており、平均実施回数も、1.3 回で全国（2.0 回）より 0.7 回少なく、最近 5 年間を見ても、全国より少ない回数となっている。

## 第 2 家事調停事件の概況

## 【機密性 2】

### 1 新受件数の推移

最近 10 年間の全国及び管内の新受件数（実数及び平成 21 年を 100 とする指數）の推移は、別表第 10 のとおりであり、指數の推移をグラフ化したものが、別表第 11 である。

新受件数は、全国、管内ともに、概ね数%の増減はあるものの、全体的には全国、管内ともに高い水準を維持している。最近 10 年間を総じて見ると、全国、管内とも別表第二事件は増加傾向にあり、別表第二以外の事件はいずれも減少傾向にある。

最近 10 年間の全国、管内及び各庁別の新受件数の推移は、別表第 12 のとおりである。平成 21 年を 100 としたものであり、各庁とも大きな増減はないことがわかる。

### 2 新受件数の事件別の推移等

最近 5 年間の管内の新受件数の事件別の推移は、別表第 13 のとおりである。別表第二の調停事件が増加し、平成 26 年以降の新受件数を見てみると、中でも婚姻費用分担（対 26 年比 15.8% 増）、遺産分割（対 26 年比 14.4% 増）といった事件等が増加している。

一方、別表第二以外の調停事件は、いずれも減少している。

平成 30 年の全国、管内及び各庁別の新受事件の事件別の内訳は、別表第 14 のとおりであり、事件別の構成比をグラフにしたものが別表第 15 である。管内における内訳は、別表第二以外の事件である婚姻中の夫婦間の事件がもっとも多く、次いで、別表第二事件である子の監護に関する処分、婚姻費用分担、遺産分割、親権者関係の順となっており、全国とほぼ同様の構成比となっている。

各庁別の特徴としては、長崎、宮崎及び那覇では子の監護にかかる事件の比率が最も高く、親権者関係の事件の比率も他庁と比べて高いことから、子を巡る事件が多いといえる。

### 3 既済件数及び未済件数の推移

## 【機密性 2】

最近 5 年間の全国、管内及び各庁別の既済件数の推移については別表第 16 の 1 のとおり、未済件数の推移については別表第 16 の 2 のとおりである。

### 4 終局区分の推移

最近 5 年間の終局区分の推移は、別表第 17 のとおりである。平成 30 年の管内（外円）の処理結果は、成立が 52.3%，不成立が 15.8%，取下げが 20.4% を占めており、全国（内円）とほぼ同じような構成比率である。

平成 30 年の管内の既済事件の事件別の終局区分構成比は、別表第 18 のとおりである。

### 5 既済事件の審理期間の推移

最近 5 年間の管内の既済事件の審理期間の推移は、別表第 19 のとおりである。

既済事件の審理期間は、平成 30 年は、管内（外円）は、3 月以内に 41.1% の事件が終了しており、これは、全国（内円）の 35.0% を上回っている。6 月以内に既済となった事件の割合を比較しても、管内（72.3%）が全国（66.3%）を上回っており、当管内ではより迅速な事件処理がされているものといえる。

最近 5 年間の全国及び管内の既済事件の平均審理期間の推移は、別表第 20 の 1 のとおりであり、いずれも伸びており、若干の長期化傾向がうかがわれる（平成 26 年から全国及び管内でいずれも 0.7 月の伸び）。管内の既済事件の平成 30 年の平均審理期間は、調停全体で 5.4 月（全国 6.0 月）、別表第二の事件では 5.7 月（全国 6.4 月）、別表第二以外の事件では 4.8 月（全国 5.6 月）と、いずれも全国より短くなっている。

### 6 未済事件の審理期間の推移

平成 30 年の全国及び管内各庁別の既済事件及び未済事件の各審理期間は、別表第 20 の 2 のとおりである。未済平均審理期間については、全国では調停事件全体で 5.6 月、別表第二の事件で 6.2 月、別表第二以外の事件で 4.7 月であるが、調停事件全体において、全国の数値（5.6 月）を超える府はない。管内のほとんどの府は、全国比で別表第二の事件及び別表第二以外の事件のいずれの審理期間

## 【機密性 2】

も短い傾向がうかがわれる。

### 7 遺産分割事件の審理について

管内における平成 30 年の別表第二調停事件の未済事件の審理期間は、**別表第 21**のとおりである。特に審理に時間がかかる傾向のある遺産分割事件に着目してみると、管内全体の未済事件総数 4,397 件のうち、遺産分割事件は 1,283 件で全体の 29.2%を占めており、1 年を超える未済事件に占める遺産分割の割合は 63.8%となっている。

全国及び管内の遺産分割事件における終局区分別割合及び平均調停期日回数は**別表第 22**のとおりである。

平成 30 年の平均調停期日回数を見ると、全国は 4.9 回のところ、管内は 5.2 回となっている。また、これまでと同様に、調停成立率は全国 (49.29%) より若干低い (43.78%) が、調停に代わる審判率は高くなっている、取下率は平成 26 年以降初めて全国 (17.10%) よりも低く (管内 16.70%) なった。

【機密性2】

平成30年

調停事件の概況

令和元年11月

福岡高等裁判所

## 別 表 目 錄

別表第1	民事調停事件(高・地・簡)の新受件数の推移	8
2	民事調停事件(高・地・簡)の新受件数(指数)の推移	8
3	民事調停事件(簡裁)の新受件数の推移	9
4	民事調停事件(簡裁)の新受件数の事件別の推移(管内)	10
5	平成30年民事調停事件(簡裁)の新受件数の事件の構成比	10
6の1	民事調停事件(簡裁)の既済件数の推移	11
6の2	民事調停事件(簡裁)の未済件数の推移	11
7	民事調停事件(簡裁)の終局区分の推移	12
8の1	民事調停事件(簡裁)の既済事件の審理期間及び平均審理期間の推移	13
8の2	民事調停事件(簡裁)における弁護士関与率	14
9	平成30年民事調停事件(簡裁)の既済事件の期日実施回数及び平均実施回数	15
10	家事調停事件の新受件数の推移	16
11	家事調停事件の新受件数(指数)の推移	16
12	家事調停事件の新受件数の推移(各家裁別)	17
13	家事調停事件の新受件数の事件別の推移(管内)	18
14	平成30年家事調停事件の新受事件の事件別の内訳	19
15	平成30年家事調停事件の新受事件の事件別の構成比	19
16の1	家事調停事件の既済件数の推移	20
16の2	家事調停事件の未済件数の推移	20
17	家事調停事件の終局区分の推移	21
18	平成30年家事調停既済事件の事件別の終局区分構成比(管内)	22
19	家事調停事件の既済事件の審理期間の推移	23
20の1	家事調停事件の既済事件の平均審理期間の推移	24
20の2	家事調停事件既済・未済事件の平均審理期間の推移(管内各庁)	24
21	平成30年別表第二調停事件の未済事件の審理期間	25
22	遺産分割事件における終局区別割合・平均調停期日回数	26

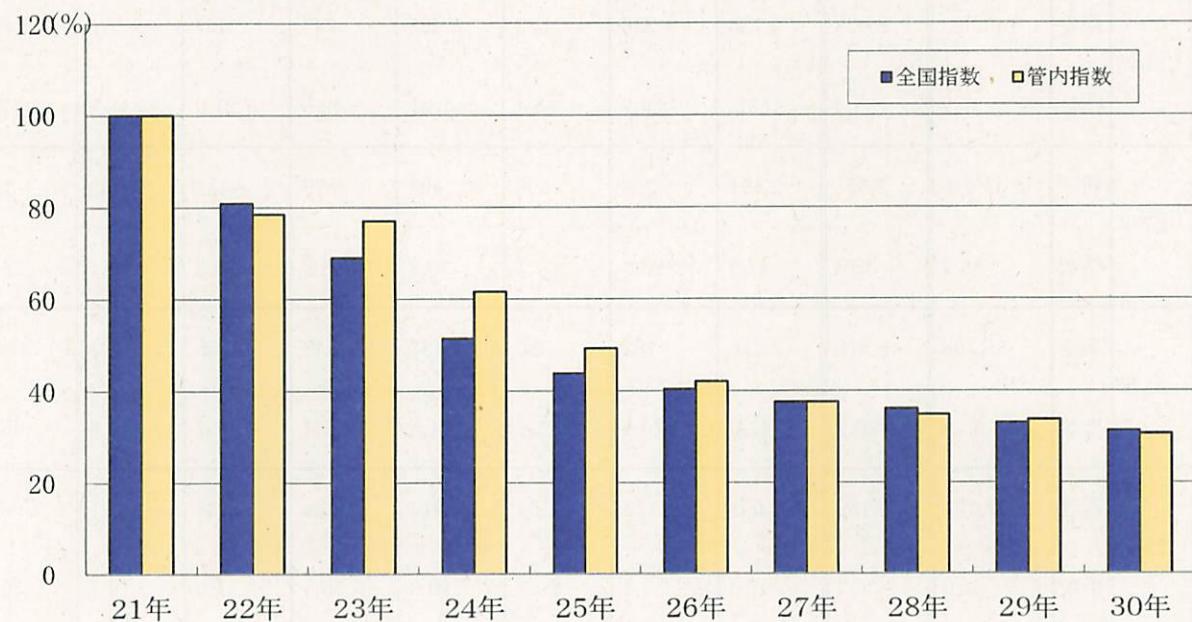
(別表第1)

## 民事調停事件（高・地・簡）の新受件数の推移

年 次	全 国				管 内			
	新 受 件 数	指 数	一 般 調 停	特 定 調 停	新 受 件 数	指 数	一 般 調 停	特 定 調 停
			一 般 調 停	特 定 調 停			一 般 調 停	特 定 調 停
21年	108,615	100.0	52,611	56,004	17,926	100.0	8,061	9,865
22年	87,808	80.8	59,579	28,229	14,061	78.4	9,602	4,459
23年	74,896	69.0	63,514	11,382	13,805	77.0	12,102	1,703
24年	55,862	51.4	50,348	5,514	11,047	61.6	10,263	784
25年	47,596	43.8	43,747	3,849	8,841	49.3	8,209	632
26年	43,862	40.4	40,491	3,371	7,544	42.1	7,076	468
27年	40,760	37.5	37,682	3,078	6,735	37.6	6,256	479
28年	39,191	36.1	36,101	3,090	6,244	34.8	5,706	538
29年	35,939	33.1	32,545	3,394	6,052	33.8	5,159	893
30年	34,019	31.3	30,656	3,363	5,503	30.7	4,830	673

(別表第2)

## 民事調停事件（高・地・簡）の新受件数（指数）の推移



(別表第3)

## 民事調停事件(簡裁)の新受件数の推移

年次	区分	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
平成21年	新受	105,637	17,103	5,409	893	1,469	2,014	1,748	2,089	1,990	1,491
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
22年	新受	79,535	11,127	3,690	712	1,092	966	1,061	1,378	1,280	948
	指数	75.3	65.1	68.2	79.7	74.3	48.0	60.7	66.0	64.3	63.6
23年	新受	63,009	8,971	3,735	402	808	751	922	817	872	664
	指数	59.6	52.5	69.1	45.0	55.0	37.3	52.7	39.1	43.8	44.5
24年	新受	48,627	7,772	3,265	325	544	654	1,169	662	577	576
	指数	46.0	45.4	60.4	36.4	37.0	32.5	66.9	31.7	29.0	38.6
25年	新受	42,821	6,772	2,687	308	556	630	985	658	443	505
	指数	40.5	39.6	49.7	34.5	37.8	31.3	56.4	31.5	22.3	33.9
26年	新受	40,063	6,029	2,736	238	535	465	743	457	376	479
	指数	37.9	35.3	50.6	26.7	36.4	23.1	42.5	21.9	18.9	32.1
27年	新受	37,445	5,531	2,591	208	398	406	679	421	439	389
	指数	35.4	32.3	47.9	23.3	27.1	20.2	38.8	20.2	22.1	26.1
28年	新受	35,708	5,076	2,216	182	380	433	548	358	351	608
	指数	33.8	29.7	41.0	20.4	25.9	21.5	31.4	17.1	17.6	40.8
29年	新受	32,704	5,159	2,003	173	304	414	988	438	381	458
	指数	31.0	30.2	37.0	19.4	20.7	20.6	56.5	21.0	19.1	30.7
30年	新受	30,959	4,642	1,886	180	274	540	673	362	269	458
	指数	29.3	27.1	34.9	20.2	18.7	26.8	38.5	17.3	13.5	30.7

(別表第4)

## 民事調停事件(簡裁)の新受件数の事件別の推移(管内)

事件の種類	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
	件数	指数								
総数	6,029	100.0	5,531	91.7	5,076	84.2	5,159	85.6	4,642	77.0
一般調停	5,562	100.0	5,052	90.8	4,538	81.6	4,266	76.7	3,969	71.4
民事一般	3,973	100.0	3,348	84.3	3,169	79.8	3,105	78.2	2,837	71.4
宅地建物	437	100.0	454	103.9	369	84.4	385	88.1	399	91.3
農事	2	100.0	3	150.0	1	50.0	2	100.0	3	150.0
商事	958	100.0	1,032	107.7	826	86.2	612	63.9	573	59.8
交通	185	100.0	211	114.1	170	91.9	157	84.9	150	81.1
公害等	7	100.0	4	57.1	3	42.9	5	71.4	7	100.0
特定調停	467	100.0	479	102.6	538	115.2	893	191.2	673	144.1

(別表第5)

## 平成30年民事調停事件(簡裁)の新受件数の事件の構成比

府名	総数	一般調停							特定調停	備考
		総数	民事一般	宅地建物	農事	商事	交通	公害等		
全国	30,959	27,665	17,171	3,976	16	4,178	2,248	76	3,294	
構成比(%)	100.0	89.4	55.5	12.8	0.1	13.5	7.3	0.2	10.6	
管内	4,642	3,969	2,837	399	3	573	150	7	673	
	(15.0)	85.5	61.1	8.6	0.1	12.3	3.2	0.2	14.5	
福岡	1,886	1,655	962	124	0	519	49	1	231	
	(6.10)	87.8	51.0	6.6	0.0	27.5	2.6	0.1	12.2	
佐賀	180	143	116	15	1	2	6	3	37	
	(0.60)	79.4	64.4	8.3	0.6	1.1	3.3	1.7	20.6	
長崎	274	251	204	35	0	7	5	0	23	
	(.90)	91.6	74.5	12.8	0.0	2.6	1.8	0.0	8.4	
大分	540	458	397	20	0	15	24	2	82	
	(1.70)	84.8	73.5	3.7	0.0	2.8	4.4	0.4	15.2	
熊本	673	427	331	34	0	22	40	0	246	
	(2.20)	63.4	49.2	5.1	0.0	3.3	5.9	0.0	36.6	
鹿児島	362	345	305	32	0	2	5	1	17	
	(1.20)	95.3	84.3	8.8	0.0	0.6	1.4	0.3	4.7	
宮崎	269	248	215	21	2	1	9	0	21	
	(0.90)	92.2	79.9	7.8	0.7	0.4	3.3	0.0	7.8	
那覇	458	442	307	118	0	5	12	0	16	
	(1.50)	96.5	67.0	25.8	0.0	1.1	2.6	0.0	3.5	

※ 管内の総数に示す構成比は、全国の総数を100とした場合の比率

(別表第6の1)

## 民事調停事件(簡裁)の既済件数の推移

年次	区分	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
平成26年	既済	40,658	6,091	2,667	256	571	498	755	475	390	479
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
27年	既済	37,062	5,513	2,596	206	417	389	693	396	419	397
	指数	91.2	90.5	97.3	80.5	73.0	78.1	91.8	83.4	107.4	82.9
28年	既済	36,138	5,120	2,263	174	365	443	520	367	392	596
	指数	88.9	84.1	84.9	68.0	63.9	89.0	68.9	77.3	100.5	124.4
29年	既済	32,874	5,119	2,030	182	316	386	980	440	339	446
	指数	80.9	84.0	76.1	71.1	55.3	77.5	129.8	92.6	86.9	93.1
30年	既済	31,096	4,735	1,965	170	282	542	699	359	283	435
	指数	76.5	77.7	73.7	66.4	49.4	108.8	92.6	75.6	72.6	90.8

(別表第6の2)

## 民事調停事件(簡裁)の未済件数の推移

年次	区分	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
平成26年	未済	9,144	882	451	28	74	55	109	40	38	87
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
27年	未済	9,527	900	446	30	55	72	95	65	58	79
	指数	104.2	102.0	98.9	107.1	74.3	130.9	87.2	162.5	152.6	90.8
28年	未済	9,097	856	399	38	70	62	123	56	17	91
	指数	99.5	97.1	88.5	135.7	94.6	112.7	112.8	140.0	44.7	104.6
29年	未済	8,927	896	372	29	58	90	131	54	59	103
	指数	97.6	101.6	82.5	103.6	78.4	163.6	120.2	135.0	155.3	118.4
30年	未済	8,790	803	293	39	50	88	105	57	45	126
	指数	96.1	91.0	65.0	139.3	67.6	160.0	96.3	142.5	118.4	144.8

(別表第7)

## 民事調停事件(簡裁)の終局区分の推移

序名	成立率						調停に代わる決定率						不成立率						取下等率					
	26年	27年	28年	29年	30年	平均	26年	27年	28年	29年	30年	平均	26年	27年	28年	29年	30年	平均	26年	27年	28年	29年	30年	平均
全国	32.2	33.8	33.4	34.1	33.6	33.4	20.1	20.3	18.9	19.8	20.4	19.9	28.2	27.7	28.6	29.0	29.1	28.5	19.5	18.2	19.1	17.0	17.0	18.2
管内	25.3	25.1	29.7	33.4	28.7	28.3	37.2	39.9	32.8	34.2	35.9	36.1	20.5	19.4	20.9	19.8	21.7	20.4	17.0	15.6	16.7	12.6	13.7	15.2
福岡	23.1	23.0	25.0	26.5	23.0	24.0	44.2	46.5	40.8	39.6	45.6	43.5	18.5	17.1	18.1	20.7	18.3	18.5	14.2	13.4	16.2	13.2	13.1	14.0
佐賀	23.0	23.8	27.6	33.5	20.6	25.5	37.9	43.2	36.8	37.4	35.9	38.4	19.1	22.8	17.8	18.1	25.3	20.5	19.9	10.2	17.8	11.0	18.2	15.6
長崎	30.3	35.5	32.3	28.5	34.4	32.1	31.7	32.6	28.8	32.6	30.9	31.4	17.9	18.7	22.7	24.7	23.0	20.8	20.1	13.2	16.2	14.2	11.7	15.7
大分	30.9	28.5	28.4	23.6	22.5	26.7	28.1	29.3	27.1	43.3	38.9	33.3	27.1	25.7	16.5	16.8	21.8	21.7	20.9	23.4	17.4	16.3	16.8	18.9
熊本	24.1	21.8	31.9	59.6	50.8	39.4	36.0	37.8	22.7	18.8	19.7	26.7	23.8	21.1	27.7	14.7	18.3	20.3	16.0	19.3	17.7	6.9	11.2	13.5
鹿児島	24.2	22.2	31.1	25.9	28.7	26.2	37.7	35.1	27.2	40.5	27.3	34.1	19.4	22.2	22.1	20.9	28.1	22.3	18.7	20.5	19.6	12.7	15.9	17.4
宮崎	23.3	32.2	25.8	21.5	30.0	26.6	27.7	31.5	30.4	34.8	28.3	30.6	22.3	22.2	25.0	23.3	28.3	24.0	26.7	14.1	18.9	20.4	13.4	18.9
那覇	31.3	26.7	47.1	35.2	26.0	34.3	23.0	29.7	21.6	28.9	29.4	26.1	29.9	25.2	17.1	22.9	30.1	24.6	15.9	18.4	14.1	13.0	14.5	15.0

-12-

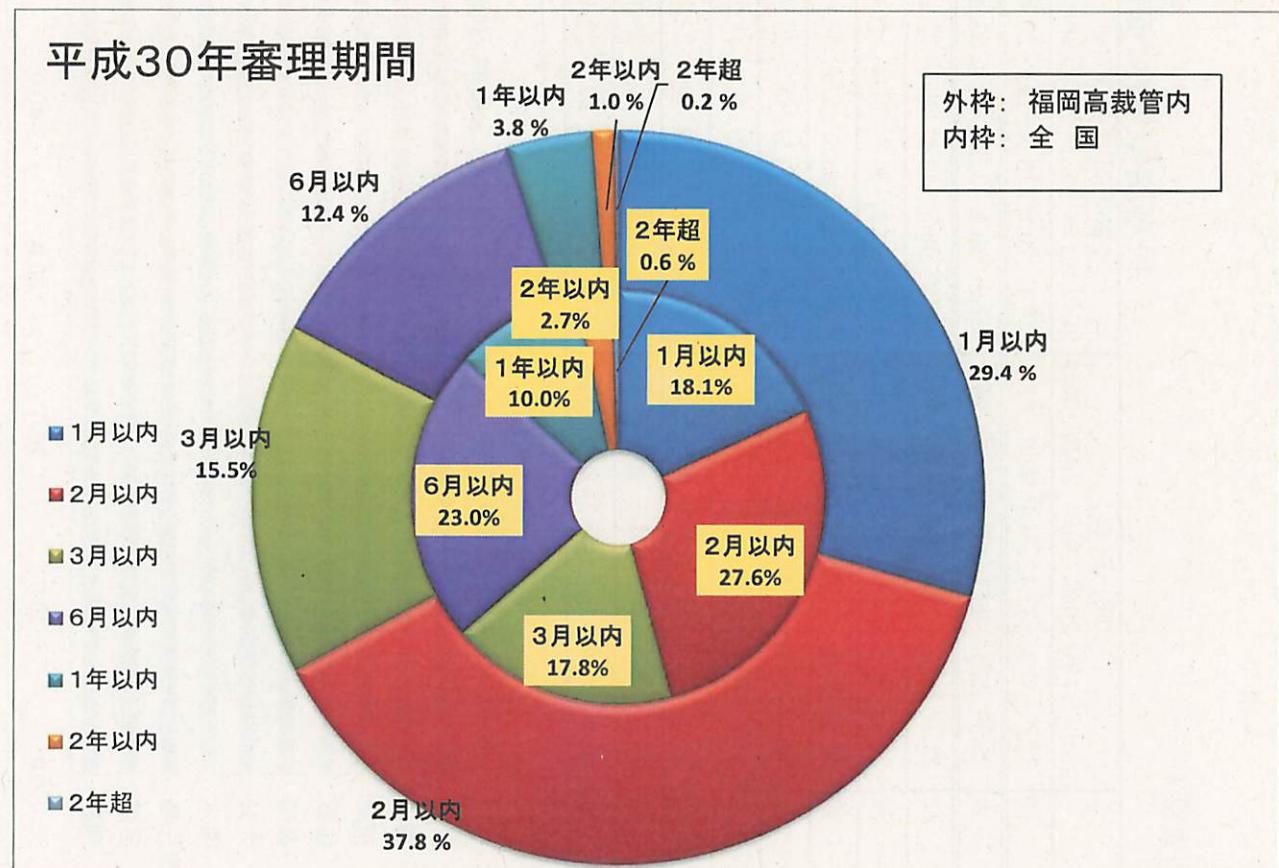


※数値は百分率(%)を示す。

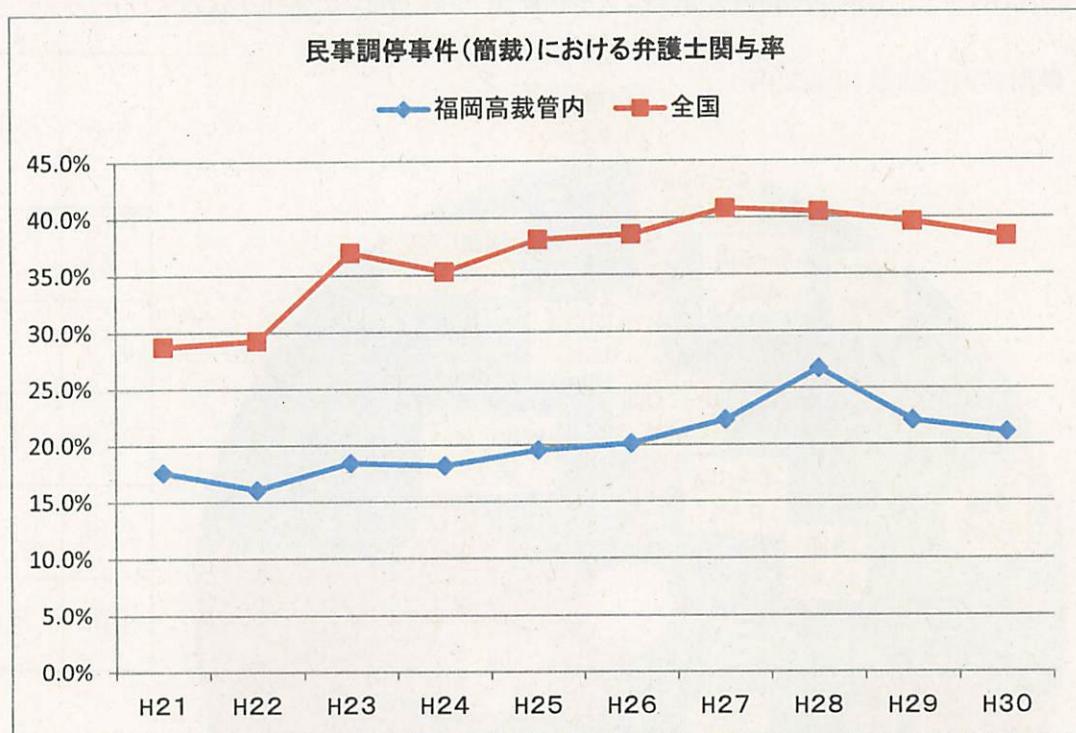
(別表第8の1)

民事調停事件(簡裁)の既済事件の審理期間及び平均審理期間の推移

期間	26年		27年		28年		29年		30年		全国(平成30年)	
	件数	構成比	件数	構成比								
総 数	6,091	100.0	5,513	100.0	5,120	100.0	5,119	100.0	4,735	100.0	31,096	100.0
1月以内	2,566	42.1	2,167	39.3	1,760	34.4	1,709	36.1	1,390	29.4	5,643	18.1
2月以内	1,911	31.4	1,838	33.3	1,864	36.4	1,969	41.6	1,789	37.8	8,591	27.6
3月以内	762	12.5	741	13.4	653	12.8	641	13.5	735	15.5	5,546	17.8
6月以内	641	10.5	572	10.4	606	11.8	565	11.9	586	12.4	7,167	23.0
1年以内	167	2.7	155	2.8	183	3.6	187	3.9	179	3.8	3,120	10.0
2年以内	41	0.7	37	0.7	51	1.0	41	0.9	46	1.0	851	2.7
2年超	3	0.0	3	0.1	3	0.1	7	0.1	10	0.2	178	0.6
平均審理期間 (管内)	1.9月		1.9月		2.0月		2.0月		2.0月			
同上(全国)	2.9月		3.1月		3.2月		3.4月		3.4月			



民事調停事件(簡裁)における弁護士関与率

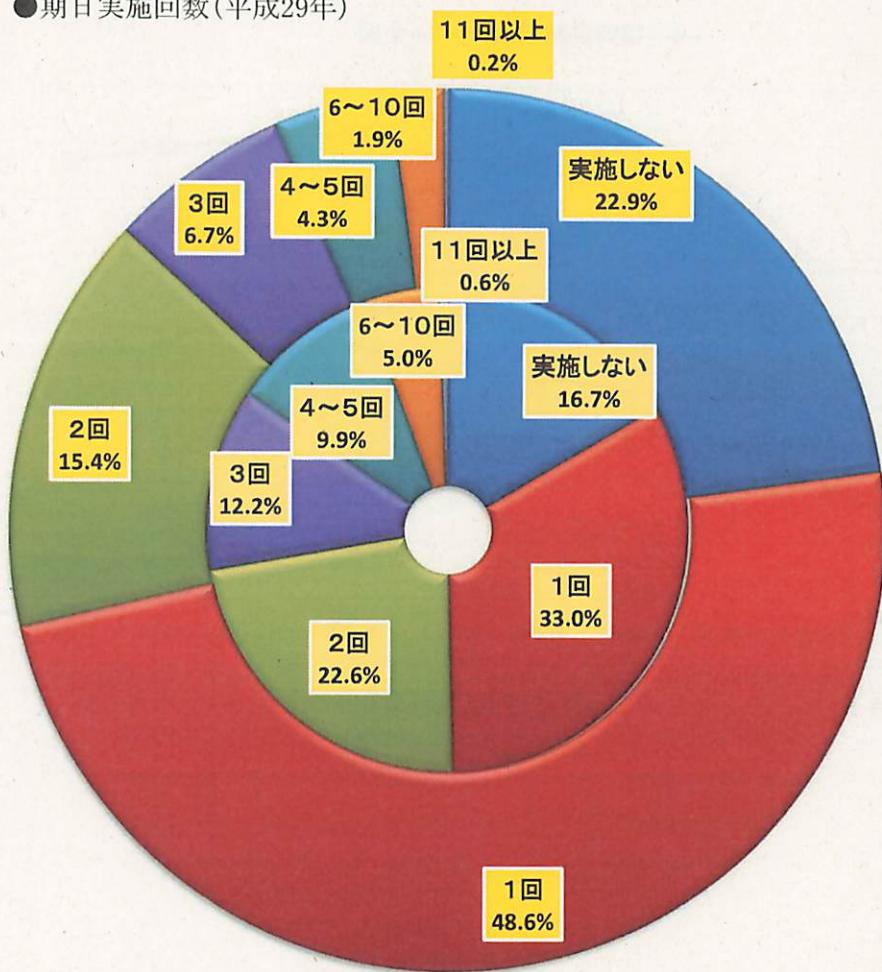


※簡裁(ノ)号事件のうち、事件表上、資金業及び信販関係と報告された事件を除く。

(別表第9)

## 平成30年民事調停事件(簡裁)の既済事件の期日実施回数及び平均実施回数

## ●期日実施回数(平成29年)



年次	平均実施回数	
	全国	管内
平成26年	1.9	1.3
27年	1.9	1.3
28年	1.9	1.3
29年	1.9	1.3
30年	2.0	1.3

## ●平均実施回数(平成30年)

福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
1.2	1.4	1.5	1.5	1.4	1.2	1.3	1.6

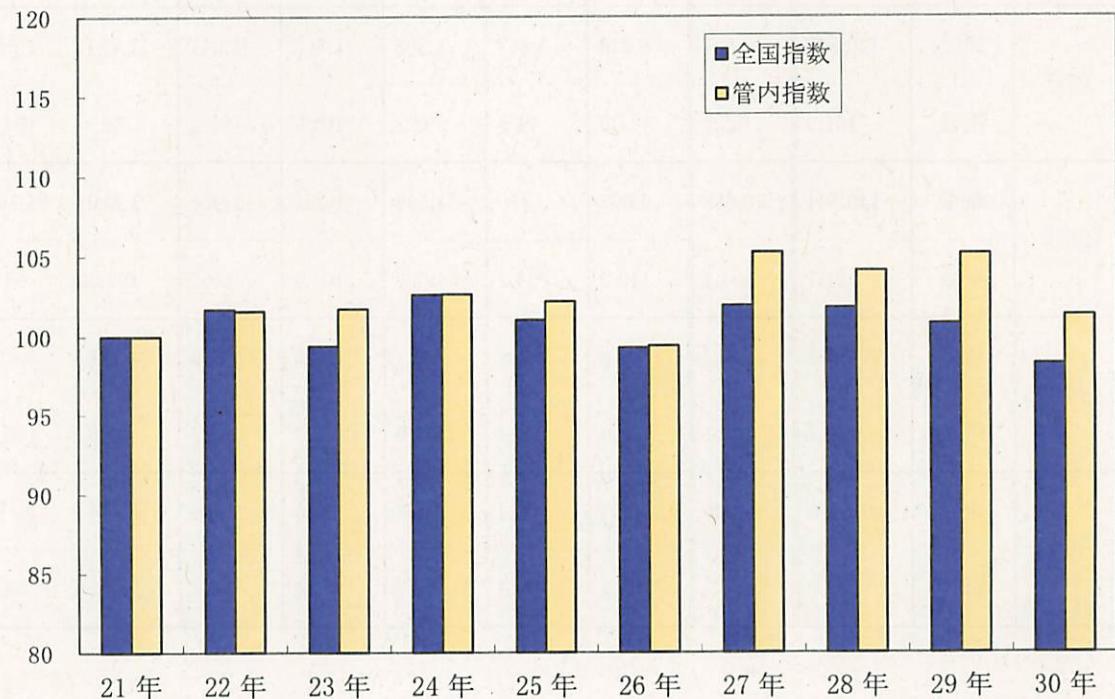
(別表第10)

## 家事調停事件の新受件数の推移

年次	全 国				管 内			
	新受件数	指 数	別表第二 調停	別表第二 以外の 調停	新受件数	指 数	別表第二 調停	別表第二 以外の 調停
平成 21 年	138,240	100.0	64,448	73,792	16,004	100.0	7,727	8,277
22 年	140,557	101.7	67,034	73,523	16,253	101.6	8,064	8,189
23 年	137,390	99.4	68,166	69,224	16,275	101.7	8,419	7,856
24 年	141,802	102.6	73,204	68,598	16,423	102.6	8,833	7,590
25 年	139,593	101.0	74,870	64,723	16,348	102.1	9,321	7,063
26 年	137,207	99.3	75,973	61,235	15,905	99.4	9,279	6,626
27 年	140,827	101.9	78,914	61,913	16,837	105.2	9,962	6,875
28 年	140,641	101.7	80,214	60,427	16,654	104.1	10,046	6,608
29 年	139,274	100.7	81,600	57,674	16,825	105.1	10,434	6,391
30 年	135,793	98.2	80,458	55,335	16,206	101.3	10,109	6,097

(別表第11)

## 家事調停事件の新受件数(指数)の推移



(別表第12)

## 家事調停事件の新受件数の推移(各家裁別)

年次	区分	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
平成21年	新受	138,240	16,004	5,436	915	1,483	1,330	2,053	1,773	1,476	1,538
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
22年	新受	140,557	16,253	5,451	961	1,456	1,318	2,241	1,728	1,451	1,647
	指数	101.7	101.6	100.3	105.0	98.2	99.1	109.2	97.5	98.3	107.1
23年	新受	137,390	16,275	5,501	949	1,485	1,396	2,217	1,799	1,445	1,483
	指数	99.4	101.7	101.2	103.7	100.1	105.0	108.0	101.5	97.9	96.4
24年	新受	141,802	16,423	5,799	901	1,484	1,271	2,146	1,742	1,413	1,667
	指数	102.6	102.6	106.7	98.5	100.1	95.6	104.5	98.3	95.7	108.4
25年	新受	139,593	16,384	5,496	920	1,451	1,324	2,166	1,787	1,426	1,814
	指数	101.0	102.4	101.1	100.5	97.8	99.5	105.5	100.8	96.6	117.9
26年	新受	137,207	15,905	5,563	801	1,296	1,388	2,083	1,743	1,419	1,612
	指数	99.3	99.4	102.3	87.5	87.4	104.4	101.5	98.3	96.1	104.8
27年	新受	140,827	16,837	6,036	867	1,368	1,368	2,041	1,754	1,541	1,862
	指数	101.9	105.2	111.0	94.8	92.2	102.9	99.4	98.9	104.4	121.1
28年	新受	140,641	16,654	5,993	775	1,449	1,394	1,924	1,819	1,393	1,907
	指数	101.7	104.1	110.2	84.7	97.7	104.8	93.7	102.6	94.4	124.0
29年	新受	139,274	16,825	5,919	808	1,423	1,335	2,006	1,755	1,616	1,963
	指数	100.7	105.1	108.9	88.3	96.0	100.4	97.7	99.0	109.5	127.6
30年	新受	135,793	16,206	5,937	823	1,396	1,335	1,964	1,634	1,410	1,707
	指数	98.2	101.3	109.2	89.9	94.1	100.4	95.7	92.2	95.5	111.0

(別表第13)

## 家事調停事件の新受件数の事件別の推移(管内)

事件の種類	平成26年		27年		28年		29年		30年		
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	
総 数	15,905	100.0	16,837	105.9	16,654	104.7	16,825	105.8	16,206	101.9	
別表第2の調停	総 数	9,279	100.0	9,962	107.4	10,046	108.3	10,434	112.4	10,109	108.9
	夫婦同居等	9	100.0	14	155.6	15	166.7	8	88.9	5	55.6
	婚姻費用分担	1,850	100.0	2,031	109.8	2,131	115.2	2,243	121.2	2,142	115.8
	子の監護	4,395	100.0	4,755	108.2	4,674	106.3	4,937	112.3	4,764	108.4
	財産分与	195	100.0	211	108.2	223	114.4	216	110.8	217	111.3
	親権者変更等	1,003	100.0	1,036	103.3	1,028	102.5	957	95.4	941	93.8
	扶養	45	100.0	58	128.9	38	84.4	62	137.8	59	131.1
	遺産分割	1,471	100.0	1,566	106.5	1,607	109.2	1,699	115.5	1,683	114.4
	寄与分	76	100.0	62	81.6	83	109.2	84	110.5	73	96.1
	請求すべき按分割合	215	100.0	208	96.7	229	106.5	202	94.0	194	90.2
	その他の	20	100.0	21	105.0	18	90.0	26	130.0	31	155.0
別表第2以外の調停	総 数	6,626	100.0	6,875	103.8	6,608	99.7	6,391	96.5	6,097	92.0
	婚姻中の夫婦間	5,162	100.0	5,472	106.0	5,272	102.1	5,076	98.3	4,919	95.3
	婚姻外の男女間	37	100.0	33	89.2	24	64.9	31	83.8	15	40.5
	親族間の紛争	263	100.0	254	96.6	220	83.7	247	93.9	213	81.0
	家審法23条事項	419	100.0	402	95.9	386	92.1	384	91.6	358	85.4
	その他の	745	100.0	714	95.8	706	94.8	653	87.7	592	79.5

※家審法23条(合意に相当する審判)については、平成25年1月1日から家事法277条となっている。

(別表第14)

## 平成30年家事調停事件の新受事件の事件別の内訳

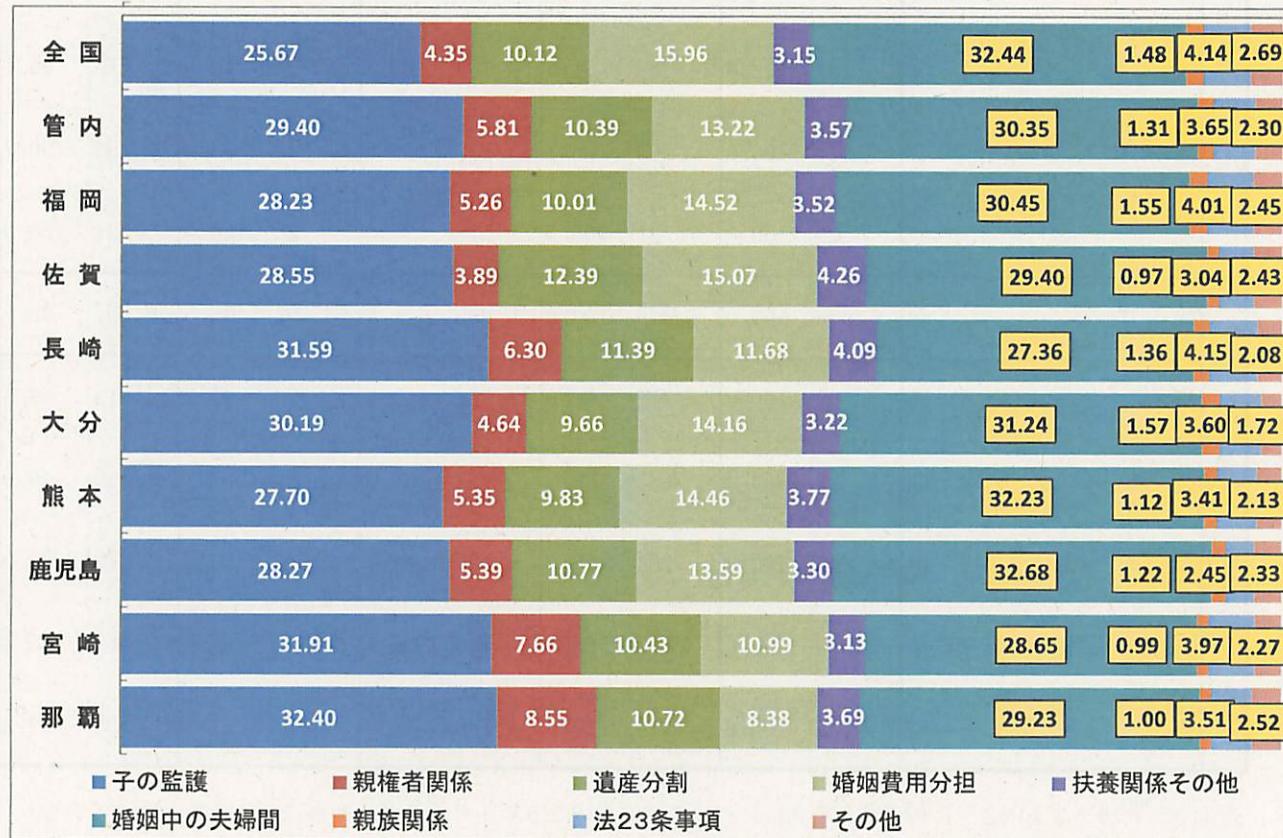
事件の種類	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇	
総数	135,793	16,206	5,937	823	1,396	1,335	1,964	1,634	1,410	1,707	
別表第二	総数	80,458	10,109	3,653	528	908	826	1,200	1,002	904	1,088
	夫婦同居等	80	5	3	0	1	1	0	0	0	0
	婚姻費用分担	21,666	2,142	862	124	163	189	284	222	155	143
	子の監護	34,864	4,764	1,676	235	441	403	544	462	450	553
	財産分与	1,725	217	92	12	13	18	22	18	24	18
	親権者変更等	5,908	941	312	32	88	62	105	88	108	146
	扶養	497	59	14	3	4	6	15	4	4	9
	遺産分割	13,739	1,683	594	102	159	129	193	176	147	183
	寄与分	705	73	22	9	7	9	5	7	3	11
	請求すべき按分割合	1,103	194	66	11	29	7	29	23	13	16
	その他の	171	31	12	0	3	2	3	2	0	9
別表第二以外	総数	55,335	6,097	2,284	295	488	509	764	632	506	619
	婚姻中の夫婦間	44,048	4,919	1,808	242	382	417	633	534	404	499
	婚姻外の男女間	201	15	5	0	1	1	5	0	0	3
	親族間の紛争	2,011	213	92	8	19	21	22	20	14	17
	家審法23条事項	3,448	358	141	20	28	22	37	38	32	40
	その他の	5,627	592	238	25	58	48	67	40	56	60

(別表第15)

## 平成30年家事調停事件の新受事件の事件別の構成比

別表第二

別表第二以外



※数値は百分率(%)を示す。

(別表第16の1)

## 家事調停事件の既済件数の推移

年次	区分	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
平成26年	既済	137,258	15,843	5,516	777	1,325	1,370	2,068	1,682	1,457	1,648
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
27年	既済	137,602	16,207	5,900	850	1,356	1,321	1,910	1,757	1,395	1,718
	指数	100.3	102.3	107.0	109.4	102.3	96.4	92.4	104.5	95.7	104.2
28年	既済	138,685	16,554	5,902	795	1,392	1,403	1,924	1,769	1,509	1,860
	指数	101.0	104.5	107.0	102.3	105.1	102.4	93.0	105.2	103.6	112.9
29年	既済	137,185	16,723	6,004	791	1,420	1,318	1,972	1,804	1,488	1,926
	指数	99.9	105.6	108.8	101.8	107.2	96.2	95.4	107.3	102.1	116.9
30年	既済	134,082	16,400	5,832	763	1,329	1,394	2,055	1,753	1,526	1,748
	指数	97.7	103.5	105.7	98.2	100.3	101.8	99.4	104.2	104.7	106.1

(別表第16の2)

## 家事調停事件の未済件数の推移

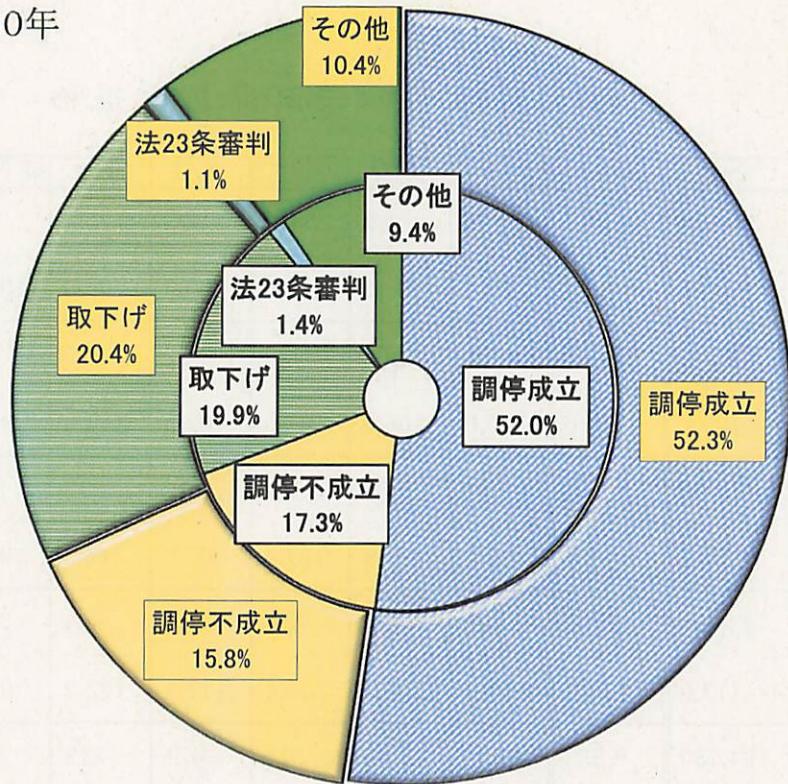
年次	区分	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
平成26年	未済	55,828	5,935	2,255	285	478	495	744	766	409	503
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
27年	未済	59,053	6,565	2,391	302	490	542	875	763	555	647
	指数	105.8	110.6	106.0	106.0	102.5	109.5	117.6	99.6	135.7	128.6
28年	未済	61,009	6,665	2,482	282	547	533	875	813	439	694
	指数	109.3	112.3	110.1	98.9	114.4	107.7	117.6	106.1	107.3	138.0
29年	未済	63,092	6,769	2,399	299	550	550	909	764	567	731
	指数	113.0	114.1	106.4	104.9	115.1	111.1	122.2	99.7	138.6	145.3
30年	未済	64,780	6,558	2,504	359	617	474	818	645	451	690
	指数	116.0	110.5	111.0	126.0	129.1	95.8	109.9	84.2	110.3	137.2

(別表第17)

## 家事調停事件の終局区分の推移

年 次	既 濟 総 数	調 停 成 立	調 停 不 成 立	取 下 げ	合 意 に 相 当 す る 審 判	そ の 他
平成 26年 構成比(%)	15,843	8,430	2,971	3,583	202	657
	100.0	52.0	18.3	22.1	1.2	4.1
27年	16,207	8,483	2,871	3,771	180	902
	100.0	51.2	17.3	22.8	1.1	5.4
28年	16,554	8,746	2,664	3,750	171	1,223
	100.0	52.3	15.9	22.4	1.0	7.3
29年	16,723	8,856	2,493	3,741	215	1,418
	100.0	54.0	15.2	22.8	1.3	8.6
30年	16,400	8,582	2,590	3,343	174	1,711
	100.0	52.3	15.8	20.4	1.1	10.4
全 国	30年	134,082	69,701	23,161	26,743	1,830
		100.0	52.0	17.3	19.9	1.4
						9.4

平成 30年



(内円)全国 134,082 件

(外円) 管内16,400件

(別表第18)

## 平成30年家事調停既済事件の事件別の終局区分構成比(管内)

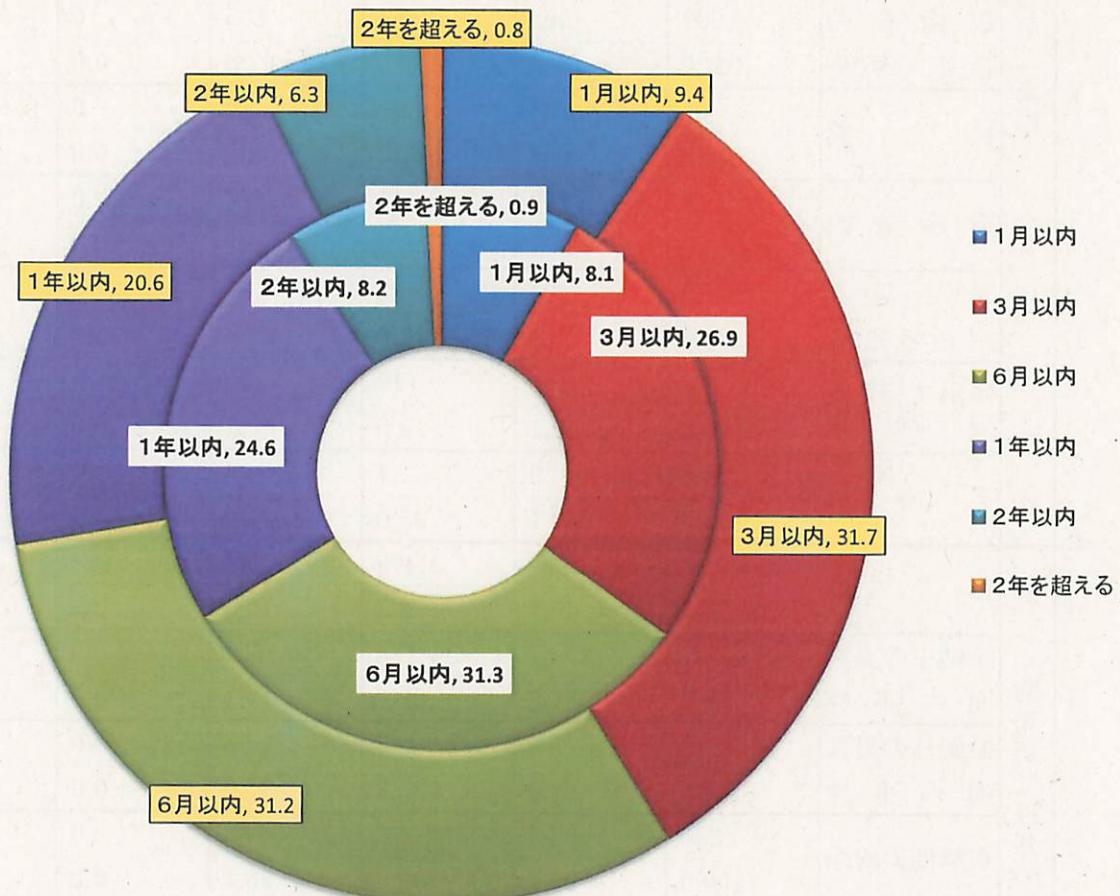
事件の種類	既済総数	調停成立	調停不成立	取下げ	合意に相当する審判	その他
総 数	16,400	8,582	2,590	3,343	174	1,711
	100.0	52.3	15.8	20.4	1.1	10.4
別表第二調停	総 数	10,155	5,713	1,111	2,064	0
		100.0	56.3	10.9	20.3	0.0
	夫婦の同居・協力扶助	8	1	0	5	0
		100.0	12.5	0.0	62.5	0.0
	婚姻費用分担	2,195	1,212	245	581	0
		100.0	55.2	11.2	26.5	0.0
	子の監護に関する処分	4,748	2,855	562	888	0
		100.0	60.1	11.8	18.7	0.0
	財産分与	220	130	25	50	0
		100.0	59.1	11.4	22.7	0.0
	親権者の指定・変更	909	563	64	205	0
		100.0	61.9	7.0	22.6	0.0
	扶養	67	28	21	16	0
		100.0	41.8	31.3	23.9	0.0
	遺産分割	1,713	750	145	286	0
		100.0	43.8	8.5	16.7	0.0
	寄与分を定める処分	70	23	23	15	0
		100.0	32.9	32.9	21.4	0.0
	請求すべき按分割合	197	142	19	12	0
		100.0	72.1	9.6	6.1	0.0
	その他	28	9	7	6	0
		100.0	32.1	25.0	21.4	0.0
別表第二以外の調停	総 数	6,245	2,869	1,479	1,279	174
		100.0	45.9	23.7	20.5	2.8
	婚姻中の夫婦間の事件	4,991	2,557	1,126	951	0
		100.0	51.2	22.6	19.1	0.0
	婚姻外の男女間の事件	19	5	7	6	0
		100.0	26.3	36.8	31.6	0.0
	親族間の紛争	226	59	76	83	0
		100.0	26.1	33.6	36.7	0.0
23条事項	家事審判法	360	4	73	87	174
		100.0	1.1	20.3	24.2	48.3
その他	その他	649	244	197	152	0
		100.0	37.6	30.4	23.4	0.0

(別表第19)

## 家事調停事件の既済事件の審理期間の推移

期 間	平成26年		27年		28年		29年		30年		全国(30年)	
	件 数	構成比	件 数	構成比								
総 数	15,843	100.0	16,207	100.0	16,554	100.0	16,723	100.0	16,400	100.0	134,082	100.0
1月以内	1,622	10.0	1,545	9.3	1,628	9.7	1,615	9.7	1,537	9.4	10,798	8.1
3月以内	5,682	35.1	5,778	34.9	5,458	32.6	5,415	32.4	5,205	31.7	36,047	26.9
6月以内	5,095	31.4	5,069	30.6	5,243	31.4	5,230	31.3	5,109	31.2	41,908	31.3
1年以内	2,672	16.5	2,978	18.0	3,230	19.3	3,493	20.9	3,383	20.6	33,017	24.6
2年以内	670	4.1	753	4.5	859	5.1	852	5.1	1,029	6.3	11,046	8.2
2年を超える	102	0.6	84	0.5	136	0.8	118	0.7	137	0.8	1,266	0.9

平成 30 年



(内円) 全国134,082件

(外円) 管内16,400件

(別表第20の1)

## 家事調停事件の既済事件の平均審理期間の推移

年 次	区 分	既済事件の平均審理期間(月)		
		全調停	別表第二調停	別表第二以外の調停
26年	全国	5.3	5.7	5.0
	管内	4.7	5.0	4.3
27年	全国	5.3	5.7	5.0
	管内	4.8	5.2	4.3
28年	全国	5.5	5.8	5.1
	管内	5.1	5.5	4.6
29年	全国	5.8	6.0	5.4
	管内	5.2	5.5	4.7
30年	全国	6.0	6.4	5.6
	管内	5.4	5.7	4.8

(別表第20の2)

## 家事調停事件既済・未済事件の平均審理期間の推移(管内各庁)

		既済平均審理期間(月)					未済平均審理期間(月)				
		H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30
全国	調停	5.3	5.3	5.5	5.8	6.0	5.0	5.1	5.2	5.4	5.6
	別表第二	5.7	5.7	5.8	6.0	6.4	5.6	5.6	5.7	5.9	6.2
	別表第二以外	5.0	5.0	5.1	5.4	5.6	4.2	4.2	4.4	4.6	4.7
福岡家 管内	調停	5.1	4.9	5.3	5.4	5.6	4.7	4.6	4.8	5.1	5.0
	別表第二	5.5	5.2	5.6	5.7	6.0	5.2	5.2	5.3	5.5	5.5
	別表第二以外	4.7	4.5	4.7	4.9	5.0	3.8	3.7	3.9	4.4	3.9
佐賀家 管内	調停	4.0	4.4	4.7	5.0	4.7	4.2	4.3	4.9	4.2	5.1
	別表第二	4.1	4.8	4.9	5.2	4.8	4.7	4.9	5.7	5.1	5.6
	別表第二以外	3.7	3.9	4.3	4.8	4.5	3.5	3.6	3.8	3.0	3.8
長崎家 管内	調停	4.6	4.9	4.7	4.8	4.9	5.1	4.2	4.4	4.6	4.9
	別表第二	4.8	5.2	4.8	5.1	5.0	5.8	4.5	4.9	4.7	5.3
	別表第二以外	4.3	4.5	4.5	4.5	4.8	4.1	3.6	3.7	4.3	3.9
大分家 管内	調停	4.6	5.1	5.0	5.2	4.9	5.6	4.7	4.8	4.7	4.6
	別表第二	4.8	5.7	5.4	5.6	5.2	6.6	5.3	5.5	5.4	5.1
	別表第二以外	4.3	4.2	4.3	4.5	4.3	3.7	3.7	3.6	3.5	3.9
熊本家 管内	調停	4.6	5.0	5.7	5.6	5.9	4.9	4.8	4.9	5.9	5.5
	別表第二	4.8	5.4	6.2	5.9	6.4	5.8	5.5	5.6	6.6	6.4
	別表第二以外	4.3	4.4	5.0	5.1	5.0	3.7	3.7	3.7	4.4	3.8
鹿児島 家管内	調停	5.1	5.4	5.7	5.8	5.7	5.9	6.5	6.4	6.4	5.6
	別表第二	5.8	5.9	6.3	6.5	6.2	7.3	7.7	7.5	7.4	6.4
	別表第二以外	4.2	4.6	4.7	4.7	4.8	3.5	4.2	4.2	4.3	4.0
宮崎家 管内	調停	4.2	4.3	4.6	3.9	4.6	4.2	3.9	4.4	3.9	4.6
	別表第二	4.3	4.5	5.0	4.1	4.7	4.6	4.2	4.8	4.2	4.9
	別表第二以外	4.0	4.1	4.1	3.5	4.5	3.7	3.4	3.5	3.3	4.2
那覇家 管内	調停	4.2	4.3	4.5	4.7	5.3	4.5	4.8	4.5	4.8	5.3
	別表第二	4.7	4.7	4.8	5.0	5.8	5.2	5.6	5.1	5.4	6.1
	別表第二以外	3.5	3.8	4.2	4.1	4.3	3.4	3.5	3.3	3.4	3.6

(別表第21)

## 平成30年別表第二調停事件の未済事件の審理期間

府 名	未 済		審 理 期 間 別						内 訳  1年を超える未済 事件に占める遺産 分割の割合		
	総 数 ①	遺産分割の 割合②÷① ×100%	3月以内		6月以内		1年以内				
			うち 遺産分割	うち 遺産分割	うち 遺産分割	うち 遺産分割	うち 遺産分割	うち 遺産分割			
管 内	4,397	29.2%	2,029		1,061		846	388	73	63.8%	
	1,283		367		316		306	228	66		
福 岡	1,670	27.4%	784		395		335	132	24	59.0%	
	457		134		108		123	71	21		
佐 賀	259	29.7%	125		58		46	27	3	43.3%	
	77		30		15		19	11	2		
長 崎	429	28.7%	205		110		76	30	8	76.3%	
	123		32		34		28	21	8		
大 分	301	24.6%	141		69		72	18	1	78.9%	
	74		25		14		20	15	0		
熊 本	539	31.4%	202		158		121	41	17	77.6%	
	169		32		50		42	29	16		
鹿 児 島	437	33.0%	209		102		61	51	14	69.2%	
	144		38		31		30	31	14		
宮 崎	289	28.7%	143		73		53	18	2	50.0%	
	83		28		32		13	9	1		
那 覇	473	33.0%	220		96		82	71	4	60.0%	
	156		48		32		31	41	4		

(別表第22)

### 遺産分割事件における終局区分別割合・平均調停期日回数

